

公益財団法人世田谷区保健センター職員懲戒審査委員会規則

平成 6 年 12 月 28 日
財世保規則第 1 号

(設 置)

第 1 条 職員の懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）職員就業規程（昭和 52 年財世保規程第 6 号）第 51 条の規定に基づき職員懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

一部改正[平成 18 年規則 2 号]

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、理事長の諮問に応じ、職員に対する次に掲げる処分について審査答申する。

- (1) 財団が定める規程及び規則等に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (3) 職員にふさわしくない非行があったとき。

(組 織)

第 3 条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、理事長があたる。
- 3 委員には、副理事長、常務理事、所長、事務局長、事務局管理課長の職にある者をもって充てる。

一部改正[平成 18 年規則 2 号]

(職務及び代理)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第 5 条 審査委員会は、委員長が招集する。

(会 議)

第 6 条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 7 条 審査委員会は、審議のため必要があると認めたときは、事案に関係のある職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(除 斥)

第 8 条 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関係する事案については、その議事に参与

することができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(幹 事)

第9条 審査委員会に幹事を置き、事務局管理課長の職にある者をもって充てる。

(庶 務)

第10条 審査委員会の庶務は、管理課庶務・経理係において処理する。

一部改正[平成18年規則2号]

附 則

この規則は、平成6年12月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規則9号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。